

第14表 調整区分・終結区分別件数及び解決率

(件)

年次	調整区分	係属件数			終 結 区 分					翌年繰越件数	解決率(%)
		前年繰越	新規申請	計	解決	裁定	打切り不調	取下げ	計		
27	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	3	15	18	11(1)		6(2)	1	18(3)	0	
	計	3	15	18	11(1)		6(2)	1	18(3)	0	64.7
28	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	0	15	15	6		4	3	13	2	
	計	0	15	15	6		4	3	13	2	60.0
29	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	2	8	10	6(2)		2	2	10(2)	0	
	計	2	8	10	6(2)		2	2	10(2)	0	75.0
30	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	0	19	19	7		4	4	15	4	
	計	0	19	19	7		4	4	15	4	63.6
31 ・ 元	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	4	7	11	5(1)		4(2)	2(1)	11(4)	0	
	計	4	7	11	5(1)		4(2)	2(1)	11(4)	0	55.6
2	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	0	6	6	4		1	1	6	0	
	計	0	6	6	4		1	1	6	0	80.0

(注) 1 ()は、前年から繰り越したもので、内数である。

2 解決率は、(解決+裁定)÷(解決+裁定+打切り・不調)で計算している。

令和2年に係属した調整事件6件はすべてあっせん事件で、年内にすべて終結した。
終結区分別にみると、解決が4件、打切りが1件、取下げが1件で、解決率は80.0%となっている。

なお、解決した4件は、すべてがあっせん案の受諾によるものである。

また、取下げになった1件は、申請者が別の手続を進めるとしたものである。